

健康増進法に基づく基本方針の改正案(概要)

1. 現状

健康増進法第7条第1項に基づき、厚生労働大臣は「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を定めている。また、同法第8条第1項及び第2項に基づき、都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を策定することとされている。

2. 改正の趣旨

「今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)」(平成17年9月15日・地域保健健康増進栄養部会)において、都道府県が総合調整機能を発揮すべく、都道府県健康増進計画の内容充実の必要性が指摘された。さらに、今般の医療構造改革においては、国民の生活習慣改善に向けた普及啓発を積極的に進めることなど疾病の予防の重視が柱の一つとされた。

以上のことを踏まえ、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を改正することとした。

3. 改正の内容

① 地域の実情を踏まえた具体的な目標の設定

地域の実情を踏まえた運動、食生活、喫煙等に関する目標(メタリックシンドロームの該当者・予備群の減少率)や健康診査・保健指導の実施率等を設定することについて記載する。

② 関係者の役割分担・連携促進のための都道府県の総合調整機能の強化

都道府県の総合調整の下、地域・職域連携推進協議会等を活用して、健診・保健指導や普及啓発等の取組における市町村、医療保険者等の具体的な役割分担の明確化、取組の進捗状況の評価等を行うことについて記載する。

③ 市町村健康増進計画策定時の留意事項の追加

市町村健康増進計画を策定する際には、市町村が医療保険者(市町村国保)として実施する保健事業と連携を図ることや、健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業を同計画に位置付けることなどの留意事項について記載する。

④ 健康増進を担う人材の確保・資質向上のための研修の充実

国における総合的な企画及び調整の能力等の資質の向上のための研修や、都道府県における市町村、医療保険者、地域の関係団体と連携した健康増進に関する施策に携わる専門職等への研修の充実を図ることについて記載する。

⑤ 例示の追加などの規定の整備

多様な分野との連携事例として、総合型地域スポーツクラブの活用や健康関連産業の育成を追加するなどの規定の整備を行う。

4. 施行日

平成20年4月1日(予定)